

沼津市工事着手日選択型工事試行要領

令和3年8月18日副市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、沼津市が発注する建設工事の一部において、発注者があらかじめ設定した工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択し契約締結することができる建設工事（以下「工事着手日選択型工事」という。）の試行にあたり、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 工事着手日選択型工事の対象とできる工事は次の各号によるものとする。

- (1) 単年度工事は、標準工期に開札日から工事着手期限日までの期間（以下「工事着手日選択期間」という。）を加算した期間が、発注年度を超えない工事とする。
- (2) 債務負担行為により年度をまたぐ工事は、工事担当課長と契約検査課長との協議により合意を得た工事とする。
- (3) 標準工期に工事着手日選択期間を加算した期間が、定められた竣工日又は供用開始日を超えない工事とする。
- (4) 緊急性がない工事とする。

(工事着手期限日及び工事着手日選択期間)

第3条 工事着手期限日は、対象工事に係る開札日から90日以内とする。

- 2 発注者は、工事着手期限日をあらかじめ定め、入札公告等に記載しなければならない。
- 3 受注者は、工事着手日選択期間内で、任意の日を工事着手日とすることができる。
- 4 受注者は、前項の規定により工事着手日を定める場合は、請負契約締結前に工事着手日を工事着手日通知書（第1号様式）により発注者に通知しなければならない。
- 5 建設工事請負契約書の着手日は工事着手日を記載するものとする。

(前払金の取扱い)

第4条 対象工事に係る前払金は、工事着手日より前に支払いを請求することができない。

(工事着手日前の取扱い)

第5条 契約日から工事着手日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 契約日から工事着手日の前日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者等の取扱い)

第6条 契約日から工事着手日の前日までの期間は、沼津市契約規則（昭和52年沼津市規則第21号）第56条第1項の各号に規定する技術者等を配置することを要しない。

(経費の負担)

第7条 工事着手日選択型工事による契約方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

(契約の保証)

第8条 対象工事の契約保証期間は、契約日から完成日までを対象とする保証とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

付 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。